

福祉後見サポートセンター（仮称）構想について

福祉的支援を必要とする人をターゲットとした成年後見制度の利用支援システムの検討にあたって、下記のような構想をたたき台として検討をすすめたい。

（１）目的と機能

福祉的な支援を必要とする人をターゲットとし、成年後見制度の利用支援を地域において行うことを目的として「福祉後見サポートセンター」（仮称）を設置する。同センターは、機能として、成年後見制度利用支援（成年後見制度の利用に関する相談・助言、情報提供、申立て手続き支援、市区町村長申立てに関する調整、支援等）福祉後見人材バンク（成年後見人等の候補者の募集、養成、コーディネート等）後見人サポート（成年後見人等に対する相談、助言、情報提供、ケースカンファレンスの開催等）を備える。

在宅生活者、施設利用者を問わず、相談・援助の対象とする。また、行政と連携し市区町村長申立ての円滑な実施を図る。

（２）運営形態

福祉後見サポートセンターは、判断能力が不十分で自己選択・自己決定が自分ひとりでは難しい人、いわばもっとも権利を擁護することが必要な住民に対して、地域全体として対応するために、公共的な性格を持つ必要があると問がられる。そのため、運営委員会方式を採り、市区町村社協をベースに、社会福祉法人、専門職団体、住民、ボランティア、NPO、行政等の協働によるシステムとして構築することが必要である。

財源に関しては、成年後見制度利用支援事業の活用などの公費投入とともに、例えば「地域福祉後見サポート基金」等を創設するなど、社会福祉法人等からの財政的支援（会費など）を組み入れることを検討する。

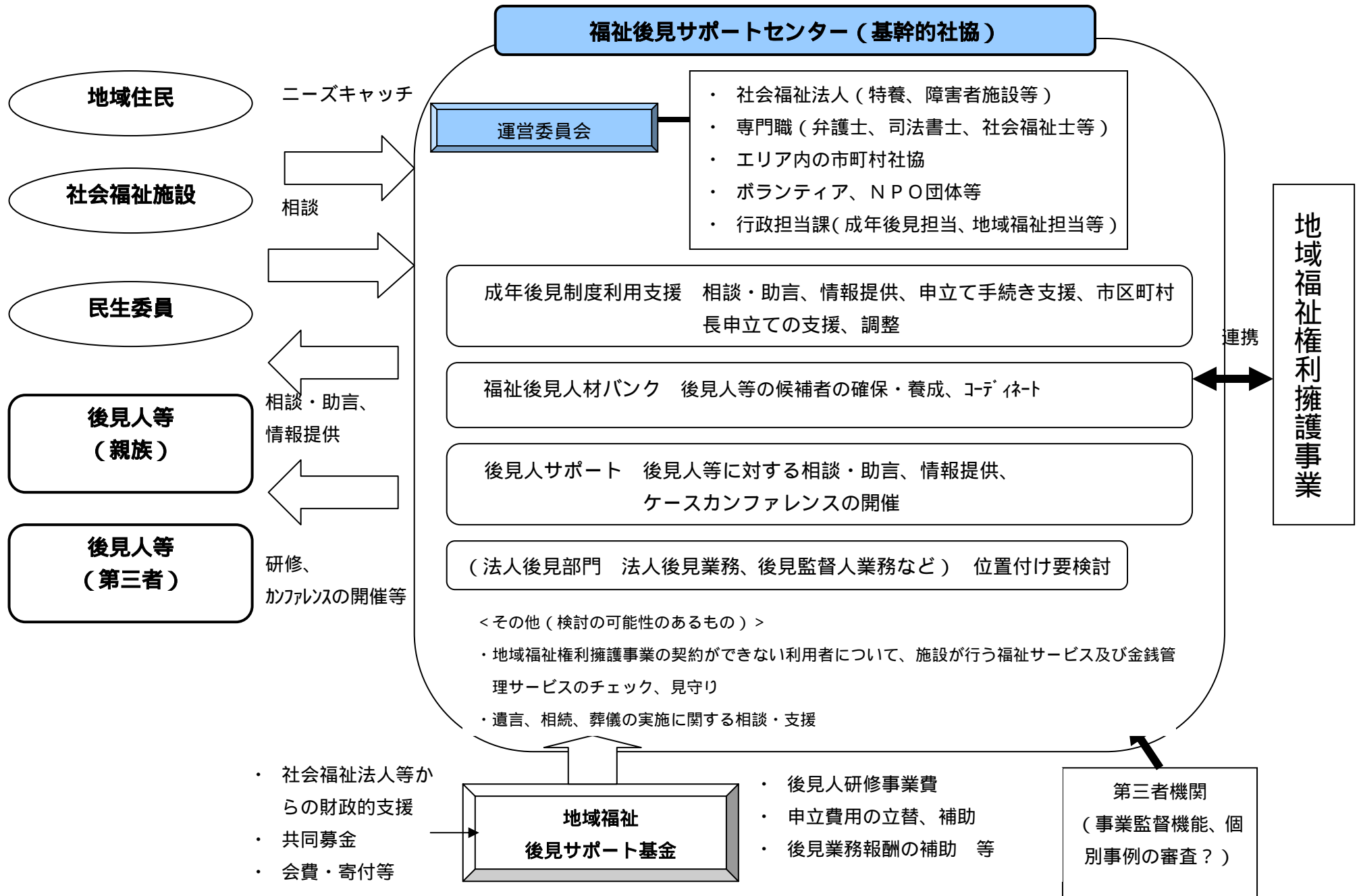
（３）社会福祉法人の参画

とりわけ、地域で社会福祉施設を経営する社会福祉法人は、社会福祉法人の持つ専門性を地域社会に還元し、地域福祉の推進の役割を積極的に果たすことが求められており、人材、ノウハウ、財源等の全面にわたってセンターの運営に主体的に関わることが期待される。例えば、社会福祉施設の職員は高齢者や障害者の理解と援助技術の面で専門性を持っており、必要な研修を行うことで、適切な成年後見人候補者になる者も多いと考えられる。また、社会福祉法人としても、自施設の職員が成年後見人等の研修を受けたり地域の他の専門職や住民、利用者等と交流する機会を得ることで、より資質の向上につながることでメリットとして期待できる。

さらに、施設利用者の中にも成年後見制度の利用を必要としている人もいる。例えば、家族・親族等が不在で、福祉施設の利用にあたってサポートを必要としているが、判断能

力が低下していて地域福祉権利擁護事業では直接契約による援助ができない事例や身元引受人の確保が難しいために希望する施設への移転が難しい事例、また家族・親族等からの財産搾取など権利侵害の恐れがある事例などである。これらの事例は、契約制度に移行したことで、施設にとっても、より重要な問題として顕在化しつつある。「福祉後見サポートセンター」(仮称)では、このような課題についても地域福祉権利擁護事業の機能の活用や新たなサービスの開発により相談・援助を行うことを検討する。

【福祉後見サポートセンター（仮称）イメージ図】



【福祉後見人材バンクイメージ図】

